知財法務の勘所Q&A (第46回)

ブランド・マネジメント法務の基礎 (模倣品対策について)



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 大石 裕太

Q1 模倣品対策はブランド・マネジメントにおいて重要視されており、力を注いでいる企業も多いと思いますが、模倣品について近年の状況を簡単に教えてください。

そもそも「模倣品」とは、法律上定義されている用語ではありませんが、「模倣品」対策という文脈で法的に問題視される場合には、知的財産権を侵害する態様¹で製造販売された製品を意味することが多く、本稿でもこれに倣うこととします。

模倣品を放置しておくと、自社が製造する正規品の売上が減少するおそれがあるのみならず、 劣化コピーである模倣品によるブランドイメージの低下、更には権利行使を積極的に行わない会 社製品の模倣品がより増加するといった悪循環のおそれもあり、その対策の必要性は広く認識さ れています。一方で、模倣品対策は「いたちごっこ」でキリがないともいわれ、また損害賠償の 回収が実際上困難であるケースも散見される他、複数国に跨った法的なアプローチが必要になる 等対応に相当なコストがかかるケースも多く、企業にとって悩ましい問題です。

この問題に対して、特許庁は模倣品対策室を設置しており²、模倣被害の相談窓口を開設しています。また、模倣品撲滅を目標とした各国・企業との協働、被害実態調査や各種統計の公表等を行っています。特許庁が2020年6月に公表した「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(以下「年次報告」)によると、模倣品の相談・情報提供の受付件数は以下の通りです。

¹ 不正競争防止法の一部の規定で禁止されている態様(例えば商品形態模倣の禁止)で販売されている製品も含みます。なお、より厳密に、「模倣品」は産業財産権が侵害される態様で製造販売されるものに限り、著作権が侵害される態様で作成されたものについては「海賊版」と呼ぶ整理も一般的です。

² もともと2004年に経済産業省に設置されたものが、2020年に特許庁に移管されました。